

新型コロナウイルス感染症の影響による

地方税における 猶予制度

収納課へご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を納期限までに納付することができない場合、申請することにより、原則1年以内の期限に限り、猶予制度が認められることがあります。



新型コロナウイルス感染症に関連し、納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、以下のようなケースに該当する場合は猶予制度があります。

- 1 災害により財産に相当な損失が生じた場合**
 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 2 ご本人またはご家族が病気にかかった場合**
 納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- 3 事業を廃止、または休止した場合**
 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業した場合
- 4 事業に著しい損失を受けた場合**
 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

猶予が認められると

- ①1年間の納付計画を立てていただき、1年以内の猶予が認められます。
- ②猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ③財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を納期限までに納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、ご相談ください。

詳しくはたけおポータルを
ご覧ください。
申請書や記入例を
ご確認くださいませ。



▲たけおポータル

詳しくは **収納課** ☎0954-23-9219

有料広告

- 新築
- リフォーム
- 上下水道工事
- 浄化槽工事
- オール電化工事



総合建設業
通気断熱WB工法工事店
MIYAZOE (有) 宮副建設
佐賀県武雄市山内町大字大野8940
TEL0954-45-3790
FAX 0954-45-5231 E-mail: miyazoe@blue.ocn.ne.jp



・住宅の事なら何でもお任せください！ ・見学会では、体験カーや相談会、カフェをご用意しています。